

案

流 行 審 第 号  
平成23年12月 日

流山市行政区域制度審議会  
資料1 (23/12/13)

流山市長 井崎 義治 様

流山市行政区域制度審議会  
会 長 松 島 英 雄

新市街地地区の字の区域及び名称の変更について（答申）

本審議会は、平成23年5月23日付け流総第7号で諮問のありました「字の区域及び名称の変更について」審議を終えましたので、次のとおり答申します。

記

1 はじめに

流山市行政区域制度審議会（以下、「審議会」という。）は、流山市長の委嘱を受けて、平成23年5月23日に発足し、同日付け文書（流総第7号）によって、「字の区域及び名称の変更について」諮問を受けました。

諮問書によれば、審議会に意見を求める事項として、新市街地地区における字の区域及び名称の変更素案を作成したので、このことについて意見を求めるとされ、ここでの意見を答申としてまとめ提出を求めるとされています。

2 審議会

- (1) 第1回会議 平成23年5月23日 諮問及び素案の説明並びに審議
- (2) 第2回会議 平成23年7月28日 変更案について審議
- (3) 第3回会議 平成23年9月30日 変更案について審議（続き）
- (4) 第4回会議 平成23年12月13日 答申案について審議

審議会は、15名の地域からの代表と5名の関係機関の代表で組織し、上記のとおり審議を経て、結論を得たので答申するものです。

3 答 申

(1) 字の区域割りについて

字の境界については、鉄道、道路及び河川等、将来においても変更されることのない公共の地物（恒久的な施設等）を字界とすることが望ましい。

形状については、境界が複雑にいくんだり、飛び地が生じたりしないよ

【答申案についての説明】

◇表題について

新市街地地区の字の区域及び名称の変更について（答申）としました。審議においては、新市街地地区を変更の対象としている区域（区画整理事業区域及び区画整理事業区域に囲まれた区域外の区域）を指して審議してきましたので、本答申書においても、同様の認識で内容をご覧ください。

◇構成について

はじめに審議会の発足、次に審議の概要、そして答申、結びに審議会の願いを述べるという流れで四つの項目から構成しました。

◇「1 はじめに」について

市長から委嘱を受け、審議会が発足したこと。審議会に諮問を受けたことについて述べています。

◇「2 審議会」について

審議会の会議の概要について述べています。

◇「3 答申」について

諮問書に別紙1として示された「TX沿線土地区画整理事業に係る字の区域及び名称変更の方針について」の項目に従って構成し、審議会としてそれぞれ判断したことを望ましいという言葉で整理しました。

(1) 字の区域割りについて

字の境界とするものについては、鉄道、道路、河川等の恒久的な施設で区切ることは、審議において異論がありませんでした。

また、字の形については、境界や名称にも関係しますが、区画整理事業区域と区域外を一体的にとらえて区域割りを考えるという意見が大半でありました。

うにすることが望ましい。また、現在の自治会活動が極力分断されることのないよう区割りを大きくするとともに、区割りの数は、新市街地地区の全体的バランスを考慮することが望ましい。

(2) 字の名称について

字の名称については、従前の字の区域の広さ及びその位置などから、それぞれの区割りにおいて従前の字の名称に準拠して定めることは、新市街地地区全体の区割りの数のバランスをも欠くことになることから、新たなまちにふさわしい一体的な名称として、駅名として定着している「おおたかの森」の名称を基調にすることが望ましい。

(3) 字の区域及び名称の変更案について

つくばエクスプレス線及び東武野田線の線路により4つの地区を設け、流山おおたかの森駅を中心に、東側を「おおたかの森東一丁目～四丁目」及び「駒木」、南側を「おおたかの森南一丁目～三丁目」、西側を「おおたかの森西一丁目～四丁目」、北側を「おおたかの森北一丁目～三丁目」としました。

詳しくは、別紙「新市街地地区字区域及び名称変更案」のとおり提出します。

4 おわりに

新市街地地区の今後のまちづくりに向けて、答申の他に付け加えておかなければならないことがあり、それは、審議会としての願いでもあります。

これまで行ってきた審議においては、字の名称について、歴史ある市野谷、十太夫、駒木の名称を残してほしいという各地域からの意見がありました。また、新市街地地区内の区画整理をしたところとしないところの名称を分けてまちづくりを進めてほしいという意見もありました。

そこで、審議会としての願いを述べます。

それは、新市街地地区に整備される公園などの公共の地物の名称（愛称）について、従前の字の名称を用いるなど地域の歴史を継承する策を講じること。

また、新市街地地区と接する運動公園周辺地区における字の区域及び名称の変更にあたっては、答申（別紙）に示した運動公園周辺地区（参考）部分について、従前の市野谷の取扱いに意を払うこと。何より、将来に向けて、新たに流山市民となられる方々と一体となったまちづくりが進められ、この地区が流山の中心核にふさわしい街に育つことであります。

最後に、新たな字名が誇りある名称として親しまれることを切に願い結びとします。

区域割については、自治会活動が分断されないよう大きくしてほしいという意見がありました。この点については、新たな区域（丁目）の数についても地区全体のバランスを考慮して調整しました。

(2) 字の名称について

名称については、歴史ある市野谷、十太夫、駒木の名称を残してほしいという各地域からの意見がありましたが、新たなまちにふさわしい一体的な名称として、駅名として定着している「おおたかの森」の名称を基調とすることでまとめられました。

(3) 字の区域及び名称の変更案について

別紙「新市街地地区字区域及び名称変更案」のとおり

なお、変更案は、新市街地地区の事業計画変更（第4回）における街区図で作成しました。

◇「4 おわりに」について

変更案（答申）については、上記のとおりです。しかしながら、今後のまちづくりに向けて、各地域から寄せられた意見の内、重要な事項を整理し、審議会としての願いとして付け加えました。

一点目として、市野谷、十太夫、駒木の名称を残してほしいという各地域からの意見。この点については、新たに整備される公園などの名称に、従前の字の名称を用いるなどの措置を講じる。また、新市街地地区と接する運動公園周辺地区における字の区域及び名称の変更にあたっては、変更案に示した（「市野谷〇丁目」）運動公園周辺地区（参考）部分について意を払う。

二点目としては、新市街地地区内の区画整理をしたところとしないところの名称（区域割り）を分けてほしいという意見。この点については、将来に向けて、新たに流山市民となられる方々と一体となったまちづくりが進められるようにする。

以上を答申案としてまとめましたので、ご検討ください。

流山市行政区域制度審議会 会長 松島英雄  
流山市行政区域制度審議会 職務代理 吉田義和